

○遠賀町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

平成25年3月22日告示第17号

改正

平成28年3月31日告示第57号

遠賀町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、身体障害者が自動車の運転を行う際に必要となる自動車の改造にかかる経費の一部を助成する遠賀町身体障害者用自動車改造費助成事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項を定めることにより、身体障害者の移動を支援し、社会参加の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、遠賀町とする。

(助成対象者)

第3条 この事業の対象者は、町内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害種別が上肢機能障害、下肢機能障害及び体幹機能障害である者
- (2) 本人又は同一世帯の家族が所有し、本人自らが運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者
- (3) 本人又は扶養義務者の前年の所得金額が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条の規定による特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(助成の申請)

第4条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、遠賀町身体障害者用自動車改造費助成申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象者の身体障害者手帳の写し
- (2) 対象者の運転免許証の写し
- (3) 改造する自動車の自動車検査証の写し（自動車の購入と同時に改造する場合は、購入契約書の写し）
- (4) 改造の箇所及び経費を明らかにした業者の見積書並びに改造前の写真

(助成額等)

第5条 助成額は、10万円を限度とし、操向装置及び駆動装置等、身体障害者の運転に必要と認められる改造に要する経費とする。ただし、事業の利用は、対象者一人につき、1車両1回限りとする。

2 車両の装飾品、アクセサリ、ランプ類、音響機器等、身体障害者の運転に直接必要と認められない改造については、助成対象外とする。

(助成の決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは速やかに内容を審査し、助成の可否を決定し、遠賀町身体障害者用自動車改造費助成決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

(請求及び支払)

第7条 支給決定を受けた申請者は、改造完了後すみやかに、遠賀町身体障害者用自動車改造完了届（様式第3号）及び遠賀町身体障害者用自動車改造費助成請求書（様式第4号）に、次の書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 自動車改造に要した額が明らかとなる領収書の写し
- (2) 改造部分の改造後の写真

2 町長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、支給決定を受けた申請者が、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた事実を確認したときは、既に支給した助成金を返還させることができる。

(台帳の整備)

第9条 町長は、助成状況を明らかにするため、遠賀町身体障害者用自動車改造費助成受給者台帳（様式第5号）を整備するものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第57号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

(第4条関係)

様式第2号

(第6条関係)

様式第3号

(第7条関係)

様式第4号

(第7条関係)

様式第5号

(第9条関係)